

## 横浜市環境影響評価条例の改正について

講師 横浜市環境創造局企画部環境影響評価課長 横 重善  
 期日 2011年3月25日

2011年8月1日から横浜市の改正環境影響評価条例が施行される。改正点や新たな追加点について横浜市の横氏からご講演いただいた。

横浜市の環境アセスメントは施行されてから10年が経ち、審査実績が蓄積され、制度の効果や課題が明らかになってきた。また、環境影響評価法の見直し、社会情勢の変化及び地球温暖化等の新たな政策課題への対応などを総合的に判断し、条例が改正された。

条例の主な改正・追加点は4点ある。1点目は、事業の計画段階における環境への配慮の手続きの導入である。第1分類、第2分類事業とも、環境への配慮の内容などを記載した計画段階配慮書(配慮書)の作成が追加となる。2点目は、審査等の手続きが変更となる。まず、評価書作成後の報告書作成が不要となる。そのため事前調査は審査書を踏まえた評価書の作成で終わり、手続き期間が短縮となる。他には、市民は意見陳述の申し出を準備書意見見解書の縦覧中に提出でき、また、事後調査計画書の提出が工事着手時から事後調査実施時に変更となる。3点目は、インターネットによる図書等の公表が義務となる点である。図書と事業者の見解がインターネットにより全文公表される。4点目は、対象事業の規模要件が一部改正となり、高層建築物の規模要件が一部地区で緩和される。また、廃棄物処理施設の建設で一般廃棄物と産業廃棄物の区別がなくなる。その他の改正点では、「温室効果ガス」の環境影響評価項目としての追加等がある。

今後は、2011年5月に施行規則、指針等が公布され、8月1日に新たな条例、規則、指針が同時に施行される。

環境影響評価の施行状況や今後の計画等に関しても拝聴でき、社会の変化や地域に合わせて条例も改正されていることがよく理解できた。今後他の地域の環境影響評価条例等の改正等の動向も注目し、対応していきたいと感じた。(レポーター：日本エヌ・ユー・エス(株) 浜田陽子)

## JEAS 資格・教育センター便り

「資格・教育センター」では、「環境アセスメント士」の「認定資格試験」や「継続教育(CPD)制度」に関する情報やご案内を「JEASニュース」に毎号掲載しています。

### 2011年度の「環境アセスメント士」認定資格試験

「環境アセスメント士」認定資格制度は、環境アセスメントに専門特化した資格制度として、高い技術・技能を保有する人材を育成し、環境アセスメントの信頼性向上に貢献していくことを目的としています。本資格制度は、2005年度創設以降6年が経過し、2011年6月現在で424名の方が「環境アセスメント士」として活躍をされています。

また、本年5月末には2005年度資格登録者の方の資格更新が行われました。

2011年度の「環境アセスメント士」認定資格試験の実施概要は次のとおりです。

- (1) 資格部門：①生活環境部門 ②自然環境部門
- (2) 試験の内容：
  - ・環境アセスメントの法制度、手続き
  - ・調査、予測・評価技術、環境保全措置等
  - ・環境アセスメント図書類の作成
  - ・環境アセスメント実務の管理技術、倫理等
  - ・環境全般に関わる基礎知識等
- (3) 受験資格：四年制大学(卒)実務経験5年、大学院(修)3年以上、左記以外は8年以上
- (4) 認定資格試験：
  - ・試験日時：2011年11月23日(水・祝)10時～17時
  - ・試験場所：札幌、東京、大阪、福岡の4会場
  - ・試験科目：全4科目【専門科目Ⅰ-1及びⅠ-2】  
【共通科目Ⅱ-1及びⅡ-2】
- (5) 受験申込：
  - ・期間：2011年7月20日(水)～9月16日(金)
  - ・申込書入手：<http://www.jeas.org>より  
ダウンロード(7月1日(金)以降)
- (6) 合格発表：2012年2月1日(水)

(資格・教育センター事務局)